

領事出張サービス利用要領 《 オハイオ州コロンバス近郊 》

～ 2025年3月5日～6日／於 Columbus 近郊, OH ～

当館では、遠隔地にお住まいの皆様への行政サービスの一環として、領事出張サービスを実施しております。今回も予約制にて、オハイオ州コロンバス近郊において、下記要領のとおり領事出張サービスを実施いたします。

実施日時

2025年3月5日（水） 14：00 ～ 18：00

2025年3月6日（木） 08：30 ～ 14：30

会 場 （コロンバス日本語補習校「事務所」と同じ敷地内にある建物です。）

400 W Wilson Bridge Rd, Worthington, OH 43085, （Ste. 110：ビルに入ってすぐ左の会議室です）

実施項目

- ◇ 旅券（パスポート）の交付 p.2
- ◇ 在留証明、署名証明の申請 p.3
- ◇ 英文身分事項証明（英文の出生・婚姻・離婚・死亡証明書など）の交付 p.4
- ◇ 旅券所持証明の交付 p.4
- ◇ 国外転出者向けマイナンバーカードの交付 p.5
- ◇ 在外選挙人名簿登録の申請 p.5

申込要項

領事出張サービスを希望する方は、下記実施項目の締切日までに、事前申込を行ってください。事前申込なく当日来場されても、対応しかねますので御注意ください。

◆旅券（パスポート）の交付：領事出張サービス会場にて新旅券を受け取るまでの流れ

1. 領事出張サービスで新旅券を受け取るには、原則として事前に書面で郵送仮申請を行ってください。
書類の送付宛先や必要書類を以下 Web ページにて御確認ください。

https://www.detroit.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/serviceoneday.html

以下に該当する方は郵送による仮申請はできませんので、旅券係へ御相談ください。

（御来館の前に旅券担当までお電話ください）。

- 現有旅券を紛失（焼失）された方
- 旅券法第 13 条（[こちら](#)）の各事項に該当する方

この領事出張サービスにて新旅券を受け取るための申請締切日：

2025 年 2 月 5 日（水）当館必着（締切日より後は、申込を受付できません。）

2. 申込受付確認（当館からの連絡）

申込を受付けた旨、および領事出張サービス当日にお持ちいただくものの説明を、当館より E-mail で差し上げます。申込を受付できない場合もお知らせいたします。申請書類発送から 1 週間が経過しても当館から連絡がない場合は、お問い合わせください。

3. 領事出張サービス会場での新旅券の受け取り（**予約制**）

新生児も含め、旅券名義人ご本人が来場ください。代理人による受け取りはできません。

当日お持ちいただくものに関しては、当館旅券係からの E-mail をご参照ください。

【手数料】出張サービスでは、事務所の外で多額の現金が集まるのを避けるため、Money Order, Company's Check, Cashier's Check のいずれかの形での支払いにご協力いただきます。申請時に支払うことはできませんので、必ず会場でお受取りの際に持参ください。2024 年度（2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日）の旅券手数料は[こちら](#)で確認いただけます。

※ オンライン申請した方で、領事出張サービス会場で旅券を受け取りたい方

オンライン申請の方は、2025 年 1 月 17 日（金）までに申請を受理しており、1 月 31 日（金）までに審査終了通知を受け取った方を対象とさせていただきます。できるだけ、申請時に、システム上、通信欄にて「出張サービス会場で受取希望」と記載してください。（予約制での実施のため、書面申請された方と総合的に来場日時を調整します。手数料については、クレジットカードによるオンライン決済は不可とし、また現金を避け Money Order、Company's Check 等での支払いにご協力いただける方が対象です。）

◆ 在留証明、署名証明の申請

※ 証明業務は、原則、オハイオ州とミシガン州ご在住者が対象です。それ以外の方は、当館まで事前にご相談ください。

1. 事前連絡 (2025年2月5日(水) 締め切り)

次の情報を当館まで、Email にてご連絡ください。申請書と当日ご持参いただくものなどの案内をお送りします。

- (1) 申請者氏名
- (2) 申請予定の証明書の種類、形式、及びおおよその必要枚数
(例：署名証明 形式2 (単独形式) を3通、在留証明 形式1 を3通)
- (3) 日本から送られてきた署名すべき書類の有無
- (4) 用途 (例：不動産手続きのため、相続手続きのため、等)
- (5) 日中の御連絡先：お電話番号、Email アドレス
- (6) 領事出張サービス開催中の御来場可能な日時 (例：●月●日の午後1時台～4時台)

連絡先(担当) E-mail : senkyo@dt.mofa.go.jp TEL : 313-567-0120 (内線 215)

2. 申請受付確認 (当館からの連絡メール)

当館で申請を受け付けた旨、確認の E-mail を申請者の方へ送信します。その後のお手続きの流れも、こちらのメールにてご案内させていただきます。

申請書類提出から1週間が経過しても当館より連絡がない場合は、お問い合わせください。

【証明書の種類】

A. **在留証明**: 在留証明には、2つの形式があります。

形式1 : 日本の住民票に代わる書類としての書式 (一個人の米国での現住所のみを証明)

形式2 : 次の a や b に該当する場合などは、形式2 の在留証明が適切かと思われます。

a. 現住所に加え、米国内で過去に居住していた住所とその時期も記載されていることが必要な場合。(日本での受験の際、米国滞在が合計何年になるかを証明する必要がある場合など)

b. 同居家族の氏名が記載されている証明が必要な場合。

B. **署名証明**: **貼付形式**と**単独形式**の2種類があります。

形式1 (**貼付形式**): 委任状、契約書、遺産分割協議書など署名を必要とする書類を会場へご持参いただき、当館職員立ち会いの場で、ご本人にご署名と拇印をいただきます。これらの書類に、後日、当館事務所にて、「この書類に署名と拇印を押したのは、〇〇△△さんご本人です。当館職員がその場に立ち会い、確認しました。」という意の証明書を貼り付け、お返しします。

形式2 (**単独形式**): 当館から持参する所定の書式に申請人のご署名と拇印をいただき、「この署名の筆跡と拇印は、〇〇△△さんのものです。」と証明します。

◆ 身分事項証明（英文の出生・婚姻証明など）： 証明書を受け取るまでの流れ

1. 申請手続き （2025年2月12日（水）締め切り）

[こちら](#)を参照の上、必要書類を当館まで E-mail に添付してお送りください。（※ E-mail の件名欄には、受け取り予定日と会場を明記。例：「3月5日コロンバス会場」）

出張サービス会場で交付希望の方は、証明のオンライン申請を行わないでください。

申請書の「希望する証明書の受取り場所」の欄は、以下の情報を記載ください。

- ① 出張サービスの参加希望日（2日とも来場可能な場合はその旨、記載ください）
- ② 余白部分に来場可能な時間帯（例：午前9時台～11時台）

連絡先(担当) E-mail : senkyo@dt.mofa.go.jp TEL : 313-567-0120 (内線 215)

2. 申請受付確認（当館からの連絡メール）

当館で申請を受け付けた旨、確認の E-mail を申請者の方へ送信します。

申請書類提出から1週間が経過しても当館より連絡がない場合は、お問い合わせください。

3. 領事出張サービス会場での証明書の受け取り **（予約制）**

来場日時と、持参いただくものは、上の「2. 申請受付確認（当館からの連絡）」の際にご案内します。お忘れになると交付できませんのでご留意ください。

◆ 旅券所持証明： 証明書を受け取るまでの流れ

1. 申請手続き （2025年2月12日（水）締め切り）

[こちら](#)を参照の上、必要書類一式を当館へ E-mail に添付して提出してください。（※E-mail の件名欄には、受け取り予定日と会場を明記。例：「3月6日コロンバス会場」）

出張サービス会場で交付希望の方は、証明のオンライン申請を行わないでください。

申請書の「希望する証明書の受取り場所」の欄は、以下の情報を記載ください。

- ① 出張サービスの参加希望日（2日とも来場可能な場合はその旨、記載ください）
- ② 余白部分に来場可能な時間帯（例：午前9時台～11時台）

【注意】 申請者から提出いただく旅券と査証の写しは、当館で作成する証明の裏面に転写され、旅券所持証明の一部となります。判読し難いもの、また、旅券や査証の一部が写っていないものなど、受け付けられません。[当館 HP](#) を必ず確認のうえ、原寸大で最新の写しであることを十分御確認をお願いします。

連絡先(担当) E-mail : senkyo@dt.mofa.go.jp TEL : 313-567-0120 (内線 215)

2. 申請受付確認（当館からの連絡メール）

当館で申請を受け付けた旨、E-mail を申請者の方へ送信します。

申請書提出から一週間が経過しても当館より連絡がない場合は、お問い合わせください。

3. 領事出張サービス会場での証明書の受け取り（予約制）

来場日時と、持参いただくものは、上の「2. 申請受付確認（当館からの連絡）」の際に御案内します。お忘れになると交付できませんので御留意ください。

【注意】 旅券所持証明を受け取ることができるのは、申請人本人と御家族のみとなります。

◆ 国外転出者向けマイナンバーカードの交付（予約制）

現時点で、当館から「マイナンバーカード交付等の準備ができました」というタイトルの Email を受け取っている方で、当館にマイナンバーカードが届いている方のみに限ります。

ご家族であっても代理受領は出来ませんので、必ず申請者全員が会場にご来場ください。

受け取りご希望の方は、下記の Email アドレスに次の情報をお知らせください。

1. 申請者のお名前
2. ご希望の日時
3. 受取に必要な書類について、有効な日本旅券の原本と以下の中から 1 点の何をお持ちいただけるか（現在お持ちのマイナンバーカード、本邦の運転免許、当地の運転免許、社員証、学生証、グリーンカード、学校名記載入り各種書類、外国旅券等）

連絡先(担当) E-mail : shoumei@dt.mofa.go.jp

※領事出張サービスの実施日 2 週間前（**2025年2月19日（水）**）までにお知らせください。

※ご利用のメールサーバーの不具合や個人の設定により Email が受信出来ない場合、当館では責任を負いかねますので予めご了承ください。

◆ 在外選挙登録申請の受付（予約制）

2022 年 4 月 1 日より、遠隔地にお住まいの方には、在外選挙人登録申請の際の本人出頭を免除する特例措置を行っています。事前に申請書類等を電子メールで当館に送付後、ビデオ通話を通じて本人確認及び事前に送付された申請書類等の原本確認を行うことにより、当館に来館せず在外選挙人登録申請ができます。なお、特例措置の利用が難しく出張サービスの際に申請手続きを希望の方は、下記の必要書類を E-mail に添付してお送りください。

1. 事前連絡 (2025年2月12日(水)締め切り)

次の情報を当館まで、Emailにてお知らせください。

- (1) [「在外選挙人名簿登録申請書」](#)
- (2) 日本国旅券（有効なもの）の写しコピー
- (3) 現住所に3か月以上居住していることが確認できる書類を1点
（在留届を3か月以上前に当館へ提出済みの場合は不要です）
例：① 住宅賃貸契約書：3か月以上前に契約していることが読み取れること。
② 米国運転免許証：現住所が記載されており、発行日から3か月が経過していること。
- (4) 同居家族による代理人申請を希望する方は、事前連絡の際にその旨をお知らせください。追加書類を御案内します。

※海外居住期間が3か月未満でも、領事出張サービスで登録申請することは可能です。その場合は、申請書を当館で一旦お預かりし、3か月の居住要件を満たした後に、手続きを進めることとなります。

連絡先 E-mail：senkyo@dt.mofa.go.jp Tel: 313-567-0120 （内線 215）

2. 申請受付確認（当館からの連絡メール）

当館で申請を受け付けた旨、E-mailを申請者の方へ送信します。

申請書提出から一週間が経過しても当館より連絡がない場合は、お問い合わせください。

3. 領事出張サービス会場での本人確認

当日ご来場いただき、本人確認させていただいた後、後日、申請書をそれぞれの選挙管理委員会に送付し、お手続きします。在外選挙人証がお手元に届くまで、2, 3か月かかります。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

領事出張サービスに関するご質問、ご相談等は、
在デトロイト日本国総領事館へお問い合わせください。

電話番号：313-567-0120 （内線 215）

当館ホームページ内、領事出張サービスに関するページは[こちら](#)